

神戸空港

神戸空港 国際化(2025年4月よりチャーター便開始) 2030年定期便就航に向けてCIQ(税関 出入国管理 検疫) 含めた国際ターミナル内のスタッフ、警備などの対応体制は、確保できているが、安全に運用をしていくために週40便からスタートする。

神戸から世界へ

BE KOBE

神戸から世界へ

BE KOBE



出発便			
出発地	出発時刻	到着時刻	備考
ソウル	11:00	13:00	毎日
ソウル	18:30	20:40	毎日
南京	16:00	17:30	毎日
上海	19:00	20:30	毎日
台中	13:30	15:35	毎日
台北	11:00	13:00	火・水・日
台北	11:00	12:55	月・金

到着便			
出発地	出発時刻	到着時刻	備考
ソウル	8:25	10:00	毎日
ソウル	15:50	17:30	毎日
南京	11:30	15:00	毎日
上海	14:30	18:00	毎日
台中	8:45	12:30	毎日
台北	6:20	10:00	火・水・日
台北	6:20	10:00	月・金



神戸空港国際チャーター便就航航空会社

国際チャーター便 4航空会社の航路とダイヤ

兵庫運河



世界銀行が兵庫運河を視察(約40名) 2024年11月13日

兵庫運河は、波が高い和田岬沖を避けて安全な船の運行のために、1899年明治32年に整備され、5つの運河で構成され、我が国最大の運河(6470m)で、明治三大土木遺産の一つでもあります。参考までに小樽運河は、全長1140mです。戦後は、貯木場として活躍したが、一方で運河の汚染が深刻になったことから、きれいな水辺によみがえらせようと地域地元の方々が力を合わせ、(2013年設立の5団体からなる自然を再生プロジェクト) さらに兵庫運河の自然を再生するため、人工の干潟や砂浜が整備され、アマモの移植やアサリの保全、いきものの生育調査など様々な取り組みが行われたことで、水質は大きく改善し、多種多様な生物が生息しています。また、里海の持続を目指して環境学習の場としても利用されています。さらに、環境学習施設が令和7年度にできる予定です。昨年11月には世界銀行が兵庫運河を視察しました。

兵庫区の中学校 温かいセンター方式給食の開始について

令和3年に兵庫区5つの中学校給食については、給食センターを整備することとなり、令和4年1月12日に、学校給食センター整備計画(2箇所)を策定し、整備に向けた手続きを進めたが、兵庫区5校分については、北区藤原台での整備で予定していた。しかし地元の合意に時間がかかり、早期移行をはかるため建設予定地を西区に変更しました。神戸市第二学校給食センターとして(兵庫区5校、灘区5校、北区16校) 2025年10月完成を目指しています。給食センターで調理した温かい給食をそれぞれの学校に配送する方式で、兵庫区の5校の中学校では、来年1月から始まります。



神戸市第二学校給食センター完成イメージ

	開始年月	対象	提供方式
第1期: 10校 [2024年度2学期]	2024年9月	中央区6校 (生徒数 2,131人)	民間調理施設方式 ・ウオクニ(株)
	2024年10月	中央区1校 須磨区3校 (生徒数 1,140人)	親子調理方式
第2期: 19校 [2024年度3学期]	2025年1月	須磨区8校 垂水区11校 (生徒数 8,371人)	給食センター方式 ・第一学校給食センター
第3期: 19校 [2025年度1学期]	2025年4月	長田区6校 西区13校 (生徒数 7,939人)	民間調理施設方式 ・(株) グルメサービス ・(株) コープフーズ
第4期: 33校 [2025年度3学期]	2026年1月	東灘区7校 (生徒数 4,291人)	民間調理施設方式 ・(株) 万福
		灘区5校 兵庫区5校 北区16校 (生徒数 9,972人)	給食センター方式 ・第二学校給食センター

※生徒数は、2023年5月現在です。

中学校給食提供スケジュール

祭礼などの一時的に設置する広告物について条例改正を実現

・景観面における祭礼の歴史的・文化的意義を考慮

祭礼は、地域固有の歴史や文化が感じられる「ハレ(非日常)」の景観を作り出しています。したがって、一時的(1週間程度までの期間)に旗幟を設置するような場合は、制限をするよりも、むしろなるべく広く認めていくことが望ましいといえます。

例えば、信号機や道路標識が見えなくなるような旗幟等の設置は当然認められるものではありませんが、交通の安全と円滑を阻害しない範囲でガードレール等に設置するのであればこれを制限するまでの必要はないと考えます。

以上の事情を考慮し、条例第11条2項および3項を改正し、地域における祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物を、歩道の柵等の表示禁止物件に表示、設置できるようにします。

3. 施行予定

令和7年第1回定例会(2月議会)に条例改正議案を提出し、議決を得て令和7年4月施行予定

神戸市屋外広告物条例改正理由要旨



のぼり

改正前の条例は、祭礼時のぼりを掲げることは、可能であったが、設置可能場所(条例適用外)がなかったというチグハグな条例になっていた。地元の祭りの際に相談を受け、神戸市の条例内容や京都市など他都市も条例も確認。神戸市の条例が時代に合っていないことも併せて指摘。条例改正を実現